

令和 7 年度 久留米市国民健康保険事業特別会計予算

令和 7 年度久留米市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 32,587,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

（一時借入金）

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000,000 千円と定める。

令和 7 年 2 月 18 日提出

福岡県久留米市長 原 口 新 五

第1表 歳入歳出予算

歳 入 (単位：千円)

款	項	金 額
1 保険料		5, 6 0 5, 1 7 5
	1 保険料	5, 6 0 5, 1 7 5
2 使用料及び手数料		6
	1 手数料	6
3 国庫支出金		1, 7 6 1
	1 国庫補助金	1, 7 6 1
4 県支出金		2 3, 2 3 9, 8 4 3
	1 県補助金	2 3, 2 3 9, 8 4 3
5 財産収入		2, 0 2 5
	1 財産運用収入	2, 0 2 5
6 繰入金		3, 5 8 9, 3 2 4
	1 一般会計繰入金	3, 3 1 5, 3 2 4
	2 基金繰入金	2 7 4, 0 0 0
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		1 4 8, 8 6 5
	1 延滞金・加算金及び過料	2 1, 4 0 6
	2 市預金利子	1
	3 雑入	1 2 7, 4 5 8
歳 入 合 計		3 2, 5 8 7, 0 0 0

歳 出 (単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		8 3 9, 1 3 7
	1 総務管理費	7 1 6, 3 3 3
	2 徴収費	1 2 2, 3 1 0
	3 運営協議会費	4 9 4
2 保険給付費		2 2, 8 7 6, 1 7 9
	1 療養諸費	1 9, 5 6 2, 2 5 8
	2 高額療養費	3, 2 1 1, 9 1 7
	3 移送費	1 7
	4 出産育児諸費	9 1, 5 3 9
	5 葬祭諸費	1 0, 3 8 0
	6 傷病手当金	6 8
3 国民健康保険事業費納付金		8, 4 8 9, 7 7 7
	1 医療給付費分	5, 8 9 7, 2 1 3
	2 後期高齢者支援金等分	1, 9 2 9, 1 0 7
	3 介護納付金分	6 6 3, 4 5 7
4 保健事業費		2 8 2, 3 4 4
	1 特定健康診査等事業費	2 3 5, 2 8 2
	2 保健事業費	4 7, 0 6 2
5 公債費		1, 0 0 0
	1 公債費	1, 0 0 0
6 諸支出金		2 8, 5 6 3
	1 償還金及び還付加算金	2 8, 5 6 3
7 予備費		7 0, 0 0 0
	1 予備費	7 0, 0 0 0
歳 出 合 計		3 2, 5 8 7, 0 0 0

第 2 表 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
パ ン フ レ ッ ト 印 刷 製 本 費	令 和 8 年 度	千円 1, 9 0 0
窓 口 業 務 委 託 料	令 和 8 年 度	3 5, 4 0 0
徴 収 業 務 委 託 料	令 和 7 年 度 か ら 令 和 1 2 年 度 ま で	2 2 3, 6 0 0
健 診 結 果 説 明 用 教 材 費 印 刷 製 本	令 和 8 年 度	3, 8 0 0
受 診 勧 奨 業 務 委 託 料	令 和 8 年 度	1 1, 6 6 0

